

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

機構職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：エリアを限定して働ける勤務制度の導入

<対策>

- 令和4年4月～ エリア限定を希望する職員の状況を把握する
- 令和4年6月～ 新人事評価システムの導入により、エリア限定職員制度を活用し、職員の生活状況の変化に対応した多様な働き方を可能にする

目標2：管理職に占める女性労働者の割合を30パーセントまで増やす

<対策>

- 令和4年6月～ 新人事評価システム導入による公平な人事評価制度の運用開始
- 令和4年6月～ ワークライフバランスの向上を通じた女性の積極的登用と、就業継続促進のためのエリア限定勤務制度の導入

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする

<対策>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和4年6月～ 年数回開催する全国支局長会議を活用し、計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修を実施する
- 令和4年6月～ 定期的に有給休暇の取得を確認し、さらに取得促進をはかる

目標4：小学校3年生を終了するまでの子を養育する職員に対する所定外労働の制限の適用

<対策>

- 令和4年4月～ 令和3年4月より当該制度を導入しているが、対象職員に制度の説明を行い、さらに活用者を増やす